

葛尾風力株式会社「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告  
について

令和2年3月2日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価準備書」について、葛尾風力株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県双葉郡浪江町及び葛尾村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

|             |            |
|-------------|------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 令和元年6月13日  |
| 意見の概要等受理    | 令和元年8月9日   |
| 福島県知事意見受理   | 令和元年11月25日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和元年11月29日 |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和2年3月2日   |

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内  
電話: 03-3501-1742(直通)

(別紙)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体等や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。なお、避難中の住民への説明・意見聴取等については、関係機関と十分に連携・協議の上、実施すること。

また、周辺住居ごとの居住状況や帰還の方向性等の情報の把握に努めること。

さらに、福島県内においては、国等による除染事業、中間貯蔵施設事業及び廃棄物処理事業等の大規模事業が行われているため、工事の実施に際しては、国等の関係機関と十分に協議・調整を行った上で、事業を進めること。

### (2) 事後調査について

ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及びその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (3) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音の影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整等を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する住居への事前説明を実施するこ

と。

- イ. 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (2) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が十分に生じる住居への事前説明を実施すること。
- イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (3) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物（以下「発生土等」という。）は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

### ア. 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

### イ. 発生土等の運搬・一時保管・処理

発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時や残土処理時において、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

### ウ. 廃棄物の処分

廃棄物を処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で運搬及び処分等を実施すること。

## (4) 放射線の量

対象事業実施区域及びその周辺においては、空間線量率が比較的高い区域が存在することから、対象事業実施区及びその周辺において工事実施前の空間線量率の

測定・把握を行い、工事を実施する際に必要に応じ、放射性物質の飛散・流出を防止するための環境保全措置を講ずること。

また、事後調査においては、同様の地点において空間線量率を測定し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### (5) 動植物・生態系

対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であることから、森林の伐開に伴う林縁効果について適切な評価を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(施行注意：福島県知事からの意見書の写しを添付して施行のこと。)